

令和8年度 洲本市結婚新生活支援事業 QA

No	質問	回答
1	(申請期間) いつから申請できますか。	令和8年6月1日から翌年3月末まで申請を受け付けます。 なお、 申請を検討する方は、必ず企画課（TEL:0799-24-7614）へ事前相談 いただきますようお願いいたします。
2	(申請受付の終了) 申請は先着順で、予算額に達した時点で申請受付を終了すると聞きました。 事前相談すれば、確実に補助金を受け取ることができますか。	企画課（TEL:0799-24-7614）にて事前相談を承っておりますが、相談いただいた方の予算枠を確保するものではありません。必要書類がすべて揃った時点ですみやかに申請されることをおすすめします。
3	(ライフデザイン支援講座等の定義) ライフデザイン支援講座等とは何を指しますか。	※ 現在精査中です。 対象となる講座等が決まり次第、ホームページに掲載します。
4	(市外で婚姻届を提出した場合) 洲本市外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか。	対象になります。 ただし、申請時において、夫婦ともに洲本市に住民登録されている必要があります。その上、住民票に記載されている住所が申請に係る住宅（婚姻を機に新たに生活を送るための住宅）の住所でないとう申請できません。
5	(住所が当該住宅の住所でない場合) 住宅建築中等の事情により、夫婦の住民票の住所が当該住宅の住所となっていない場合、補助の対象になりますか。	対象外です。 申請時に夫婦双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっている必要があります。当該住宅を取得済でかつ、住民票を当該住所に置く必要があります。
6	(夫婦の一方が市外に居住する場合) 夫婦の一方は洲本市に住民登録されていますが、もう一方が他の自治体に登録されている場合も対象になりますか。	対象外です。
7	(別居している場合) 婚姻時は同居していましたが、単身赴任等で別居している場合は対象になりますか。	対象外です。 申請時に同居していなければ申請できません。
8	(婚姻前・事実婚の申請) 婚姻前や事実婚でも対象になりますか。	対象外です。
9	(パートナーシップ宣誓の申請) 洲本市パートナーシップ宣誓制度の届出をした場合は対象になりますか。	対象になります。
10	(世帯の分離) 同じ家に住んでいても、住民票の世帯を分けている場合も対象になりますか。	対象になります。
11	(再婚の場合) 再婚した場合は、対象になりますか、	対象になります。 ただし、夫婦の双方又は一方がこの補助金（当該制度と同様の趣旨による他の地方公共団体の事業に基づく補助金を含む）を受けたことがある場合は対象外です。
12	(生活保護の受給) 生活保護受給世帯は、対象になりますか。	対象になります。
13	(公営住宅、社宅等に居住する場合) 公営住宅や社宅の入居者は、対象になりますか。	対象になります。
14	(日本国籍の有無) 夫婦の双方又は一方が日本国籍を有しない場合は、対象になりますか。	対象になります。国籍要件はありません。 ただし、日本方式の婚姻（戸籍法（昭和22年法律第224号）における婚姻）又はパートナーシップ宣誓を行った場合に限りです。
15	(夫婦以外の名義) 夫婦以外の名義で契約した住宅取得や賃借の費用は、補助の対象になりますか。	対象外です。 ただし、やむを得ない事情により契約名義人が異なる場合は、当該事情が書類等により確認でき、夫婦のいずれかが住宅取得や賃借に係る費用の支払いを行う場合に限り、対象とする場合があります。
16	(親族等との同居) 夫婦の双方又は一方の親族が同居する場合は、補助の対象になりますか。	対象になります。 ただし、住宅取得や賃借の契約名義が夫婦のいずれかであり、これに係る費用を夫婦のいずれかが支払っていることが条件です。なお、引越し費用は、親族が購入・賃借している住宅であっても、夫婦のいずれかが支払っていれば対象になります。 この場合の所得計算についても、親族の所得を含めずに夫婦の所得のみで計算を行います。

17	(実家への転居) 夫婦の実家に引越した場合、引越費用は補助の対象になりますか。	対象になります。 ただし、申請する引越費用を夫婦のいずれかが支払った場合に限りです。
18	(婚姻前から居住する場合) 婚姻を機に、夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件に配偶者が入居する場合や、婚姻前から夫婦が同居している物件の場合は、補助の対象になりますか。	いずれの場合も対象になります。 ただし、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば、婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用が、また、婚姻前から夫婦が同居している物件であれば、婚姻後に生じた費用が、それぞれ対象となります。一方、婚姻を機に新たに物件を賃借する場合は、契約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる場合は、同居開始日から対象となります。
19	(親族の住宅を取得又は賃借する場合) 親族が保有する物件を取得又は賃借した場合は対象になりますか。	対象外です。 親族（4親等内の血族若しくは3親等内の姻族）に対して負担する費用は対象になりません。引越し費用、リフォーム費用も同様です。
20	(婚姻前の住宅取得) 婚姻前の住宅購入や賃借は対象になりますか。	対象になります。 ただし、婚姻を機とし、婚姻日から起算して1年以内に取得した（引き渡しを受けたもので、婚姻した年度内に支払いをした費用）に限りです。取得日の確認のため、引き渡し証明書等を提出してください。
21	(婚姻前に支払った敷金・礼金) 婚姻を機に新たに賃貸住宅に入居する場合、婚姻前に支払った敷金・礼金等は補助の対象になりますか。	対象になります。
22	(婚姻前の引越し) 婚姻前に引越しをしていた場合にその引越費用は対象になりますか。	対象になります。 ただし、婚姻を機に引越した場合に限りです。
23	(婚姻前のリフォーム) 婚姻前のリフォームは対象になりますか。	対象になります。 ただし、婚姻を機とし、婚姻日から起算して1年以内に実施したものに限りです。契約書等でリフォームの実施日を確認します。
24	(リフォームする住宅の所有者) リフォームを行う住宅の所有者は、夫婦である必要がありますか。	夫婦が所有者である必要はありません。 ただし、夫婦双方の住民票が当該住宅の住所になっていること、また夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていない限りではありません。なお、リフォームを行う住宅が事務所兼自宅等の場合は、リフォームを行う部分が住居部分であること、費用が事務所経費で支払われていないことが条件です。
25	(賃貸物件のリフォーム) 賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか。	対象となります。 ただし、賃貸借契約により、本来貸主が負担すべき修繕費用は対象外です。
26	(補助金の所得区分) この補助金は、所得税法上のどの所得区分に該当しますか。	一時所得に該当します。
27	(戸籍謄本の発行) 戸籍謄本はどこで発行できますか。	洲本市の市民協働課で発行できます。
28	(婚姻届受理証明書の発行) 婚姻届受理証明書はどこで発行できますか。	婚姻届を提出した市区町村で発行できます。 遠方にお住まいの場合は、郵送での取得が便利です。
29	(本人以外の提出) 申請書類の提出は申請者本人でなければなりませんか。	提出時に書類の内容確認を行いますので、原則、申請者（夫婦のいずれか）の方による提出をお願いします。 ただし、妊娠等により来庁が難しい場合は、代理人による提出も可とします。ホームページからダウンロードした様式に申請者が事前に記入し、ご持参くださいますようお願いいたします。
30	(申請の回数) 補助上限額に達するまで何度も申請できますか。	補助上限額に関係なく、申請できるのは原則1回限りです。
31	(複数回、市内で転居した場合) 令和8年4月1日から翌年3月末までの間に、市内で2回目の転居を行った場合、2回目の引越しにかかる費用は補助の対象になりますか。	原則、婚姻を機とした初回の引越しのみ対象となりますが、補助対象期間内に、本来予定していなかった市内転居をやむを得ず行った場合、補助上限額の範囲内に限り、2回目の引越費用を対象とします。

所得要件

32	(所得証明書の発行) 所得証明書はどこで発行できますか。	令和8年1月1日に住民票のあった市区町村にて発行できます。 「令和7年の所得証明書」の提出が必要ですが、令和8年6月1日以降でなければ発行できません。
33	(所得証明書の代替書類) 所得証明書の代わりに源泉徴収票等を提出することはできますか。	できません。所得証明書が必要です。 (源泉徴収票では、勤務先から支払われた給与や手当以外に収入があった場合、それを把握することができないため。)
34	(収入がない場合) 収入がない場合も所得証明書は必要ですか。	必要です。

35	(所得の定義) 所得とは何を指しますか。	所得は、収入から必要経費を引いた金額です。 ここでいう所得とは以下のとおりです。個人に複数の所得がある場合（例：給与収入と一時所得など）は、これらを全て合算します。 ・給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額 - 給与所得控除額（「特別徴収税額の決定通知書」の「総所得金額」と同じです。） ・自営業者の場合：1年間の売上金額 - 必要経費 審査は、自治体が発行する所得証明書を基準にします。 ※複数の所得がある場合は、この限りではありません。 ※貸与型奨学金を返済した場合は、夫婦の所得合計額から返済額を控除した額になります。
36	(所得額500万円の目安) どの程度の給与収入であれば500万円の所得になりますか。	一人の方の給与収入が約660万円の場合、所得が約500万円となります。ただし、あくまでも概算であるため、所得証明書での確認が必要です。なお、夫婦双方に所得がある場合は、その所得合計額が500万円未満である必要があります。
37	(所得額の事前確認) 所得証明書を取得する前に、あらかじめ所得を確認することはできますか。	収入が給与所得のみの場合、令和7年中にお勤めの職場で交付される、令和7年分の「給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」欄に記載された額が所得となります。（「支払金額」欄の額ではありませんのでご注意ください。） 夫婦の所得合計額（概算）を確認するには、夫婦双方の源泉徴収票の所得額の合算が必要です。また、令和7年中に複数箇所でお勤めの場合、全ての源泉徴収票の合算が必要です。 なお、自営業の方の場合は、ご自身の令和7年分の確定申告の内容にてご確認ください。 ※本方法はあくまで確認方法です。申請には所得証明書が必要になりますのでご注意ください。
38	(奨学金の返済) どの種類の奨学金が控除対象になりますか。	貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）が控除対象です。所得証明書をもとに算出した夫婦の合計所得金額から、令和7年中の貸与型奨学金の返済額を控除できます。
39	(奨学金の返済を証明する書類) 貸与型奨学金の返済を証明する書類はどのようなものですか。	返済額は、奨学金返還証明書により確認します。証明書の発行が難しい場合は、返済に対する領収書や通帳の写しにより確認します。
40	(日本で課税されていない場合の所得確認) 1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、所得証明書が取得できない場合はどうしたらいいですか。	住民票の写し等で、課税基準日に日本国内に居住していなかった事実を確認し、令和7年の収入が確認できる資料（給与明細等）により、課税基準日時点の為替レートを基準に、所得を推計させていただきます。

対象となる経費など

41	(費用の支払い期間) いつ支払った費用が対象になりますか。	令和8年4月1日から翌年3月末の間に支払った費用が対象となります。
42	(領収書の記載内容) 費用の支払いを証明する領収書には、どのような項目が記載されている必要がありますか。	領収書には、支払者の氏名、支払先、金額、支払内容、支払日の記載が必要です。
43	(口座振込・クレジットカード決済の場合) 口座振込やクレジットカードで支払いをしたので領収書がないのですが、どうすればよいですか。	支払いが確認できる通帳の写し等を提出してください。スマホのアプリ上でしか確認できない場合は、該当箇所のスクリーンショットを印刷したもので構いません。ただし、支払者の氏名、支払先、金額、支払内容、支払日がわかるものでなければなりません。
44	【購・賃】（住居費用の対象経費） 住居費用について、どのような費用が対象になりますか。	婚姻に伴う住宅購入は建物の購入費のみが、住宅賃借は賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみがそれぞれ対象となります。住宅ローンも対象。 【対象外の費用は以下のとおりです】 購入の場合：土地購入費、住宅ローン手数料・利息など 賃借の場合：駐車場代、物件の清掃料（クリーニング代）、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料、契約一時金・保証金など（地域の慣性にしたがい、敷金、礼金、仲介手数料と同一のものと判断できる場合に限り対象とします。）
45	【購】（土地購入費を区分できない場合） 建物と土地と一緒に取得したため、支払額は土地代も含まれていますが、対象になりますか。	対象となるのは、建物のみです。不動産会社等に確認し、建物のみ金額を明確にしてもらう必要があります。
46	【賃】（領収書に記載のない敷金） 賃貸借契約書に敷金についての記載はないものの、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合は、補助の対象になりますか。	対象になります。 なお、申請する敷金が領収書に記載されている内容と同一であることと、賃貸借契約書に記載されている住宅の敷金であることを確認します。

47	<p>【賃】（賃料等の一括前払いや日割り家賃の取扱） 住宅賃借費用について、賃料等の一括前払いや日割り家賃は対象になりますか。</p>	<p>賃貸借契約に基づくものであれば、対象となります。</p>
48	<p>【賃】（賃料に含まれる駐車場代等） 月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けできませんが、対象になりますか。</p>	<p>基本的には駐車場代は対象外ですが、賃貸借契約に基づく家賃の支払いであり、かつ、切り分けできない場合は、駐車場代も含めて補助対象となります。</p> <p>なお、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は、当該金額を月々の賃料から控除した金額が対象となります。</p>
49	<p>【賃】（住宅手当の支給） 勤務先等から住宅手当が支給されている場合、住宅手当分の取扱いはどうなりますか。</p>	<p>住宅手当分は対象外になります。</p>
50	<p>【引】（引越費用の対象経費） 引越費用について、どのような費用が対象になりますか。</p>	<p>引越業者や運送業者を利用して行った、引越運送及びこれに附随する荷造りに要する運賃・料金が対象です。引越業者や運送業者発行の領収書によって、対象となる引越費用であることが確認できない場合は対象外となります。</p> <p>（ホームクリーニング代、不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引越した場合にかかった費用等は対象外です。）</p>
51	<p>【リ】（リフォームの対象経費） 住居リフォームについて、どのような費用が対象になりますか。</p>	<p>婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用のうち、工事事業者に支払った費用が対象になります。ただし、倉庫、車庫等に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電製品等の購入・設置に係る費用は対象外です。</p>
52	<p>【購・リ】（国補助金の併用） 住宅を購入した際に、国の補助金をつかいました。その場合も対象になりますか。</p>	<p>以下の補助金を使用した場合は、併用不可のため、対象となりません。ただし、リフォームについては、請負工事契約が別かつ工期が別である場合は、併用可です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもみらい住宅支援事業 ・地域型住宅グリーン事業 ・ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業 ・戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業 ・こどもエコすまい支援事業 ・子育てエコホーム支援事業 ・長期優良住宅化リフォーム推進事業 ・住宅・建築物安全ストック形成事業 ・次世代省エネ建材支援事業 ・既存住宅における断熱リフォーム支援事業 ・住宅エコリフォーム推進事業 ・住宅・建築物省エネ改修推進事業 ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金 ・住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業